

「パートナーシップ構築宣言」

PwC Japan 有限責任監査法人は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. 健康経営に関する取組

職員一人ひとりの健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践します。職員の健康保持・増進に取り組むことで、組織の活性化や生産性の向上、企業価値の向上等につなげます。

b. IT 実装支援

特に契約書や請求書等紙面の電子化推進については積極的に取り組んでおり、今後も経理やその他の業務プロセスにおけるデジタル化の支援等を通じバリューチェーン全体で成長し続けることを目標としております。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定方法の改善、代金支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のはばかに積極的に取り組みます。

3. その他

- 当法人では物品およびサービス購買倫理に関する社内ガイドラインを策定し、適切に業務を行っております。具体的には、外部業者との間で対象取引を行う場合において、贈答や金品・接待、個人的に取引をする場合における特別なサービスや取扱い、その他何らかの個人的な利益供与を受けることを禁止しております。
- 当法人は取引先へ不当・不合理な依頼をせず、取引価格についてはデータ（相場）や相見積もり等を適切に取得し、合理的に依頼・交渉します。
- 取引先を選定する際は、監査法人として独立性に配慮し、取引先にも当法人が定めた第三者行動規範に定めた人権尊重、環境保護および腐敗防止等に積極的に取り組んで

いただくことを推奨しております。

2023 年 12 月 1 日

(2024 年 7 月 1 日 代表者変更による更新)

(2025 年 9 月 26 日 更新)

(2026 年 1 月 1 日 更新)

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します

PwC Japan 有限責任監査法人

代表執行役 久保田 正崇